



目 次

告 示		ページ
○県統計調査の実施（2件）	（統計分析課）	1
○高知県医師確保計画の策定	（医療政策課）	1
○高知県外来医療計画の策定	（ 〃 ）	1
○区画漁業の免許	（漁業管理課）	1
○区画漁業権の消滅の登録	（ 〃 ）	2
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め取消し	（ 〃 ）	2
公 告		
○特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧	（漁業振興課）	2
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	2

告 示

高知県告示第249号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
特別養護老人ホーム入所申込状況に関する調査
- 調査の目的
県内の介護保険施設における介護サービス全体の水準、給付の在り方等を確認することにより、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画における介護サービスの確保に向けた方向性を検討するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
施設
 - 属性
特別養護老人ホーム
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
ア 入所者の氏名等の属性

- イ 入所申込時の居住地の保険者名
 - ウ 入所申込者が入所申込時に居住する場所（待機場所を含む。）
 - (2) その基準となる期日
毎年4月1日現在
 - 報告を求める者
 - 数
約70施設
 - 選定方法
全数
 - 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
 - 調査方法
郵送による調査
 - 報告を求める期間
毎年4月上旬から5月下旬まで
- 高知県告示第250号**
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年4月7日
高知県知事 濱田 省司
- 調査の名称
特別養護老人ホームの入所及び退所に関する調査
 - 調査の目的
県内の特別養護老人ホームにおける入退所の状況を把握することにより、今後の介護保険施設における介護サービスの基盤整備の在り方、給付の水準等を検討するための基礎資料とするため。
 - 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
施設
 - 属性
特別養護老人ホーム
 - 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
ア 入所者の入所時の要介護度及び月別の人数
イ 入所者の入所前の居所及び月別の人数
ウ 入所者の退所時の要介護度及び月別の人数
エ 退所者の退所理由及び月別の人数
 - その基準となる期間
報告を求める年の前年の4月から3月までの1年間
 - 報告を求める者

- 数
約70施設
 - 選定方法
全数
 - 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
 - 調査方法
郵送による調査
 - 報告を求める期間
毎年4月上旬から5月下旬まで
- 高知県告示第251号**
医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、平成30年3月高知県告示第309号（高知県保健医療計画の変更）で告示した第7期高知県保健医療計画の一部として、高知県医師確保計画を次のとおり定めたので、同条第16項の規定により告示する。
令和2年4月7日
高知県知事 濱田 省司
（「次のとおり」は、省略し、この高知県医師確保計画の全文を高知県健康政策部医療政策課及び県内の各福祉保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 高知県告示第252号**
医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、平成30年3月高知県告示第309号（高知県保健医療計画の変更）で告示した第7期高知県保健医療計画の一部として、高知県外来医療計画を次のとおり定めたので、同条第16項の規定により告示する。
令和2年4月7日
高知県知事 濱田 省司
（「次のとおり」は、省略し、この高知県外来医療計画の全文を高知県健康政策部医療政策課及び県内の各福祉保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 高知県告示第253号**
漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業を令和2年4月1日に免許した。
令和2年4月7日
高知県知事 濱田 省司
- ◎区画漁業権（第一種区画漁業（魚類養殖））（5件）
- | 漁場計画の公示の際の番号及 | 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） | 免許の内容 | 制限又は条件 | 存続期間 |
|---------------|---------------------------------|-------|--------|------|
| | | | | |

び免許 番号				
区 第 3,074 号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	令和 元年 12月 高知 県告 示第 589 号の とお り	昼夜間の漁具標識 を特に明瞭にする こと。	令和 2年 4月 1日 から 令和 5年 8月 31日 まで
区 第 3,075 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,076 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,077 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,078 号	〃	〃	〃	〃

高知県告示第254号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。
令和2年4月7日

高知県知事 濱田 省司

◎区画漁業権（第一種区画漁業（魚類養殖））（3件）

免許年 月日	免許番号	漁業権者	漁業の 種類	消滅の 原因	消滅の登 録を行っ た年月日
平成30 年9月 1日	区 第 3,035号	宿毛市小筑紫町田ノ浦 1337番地2 すくも湾 漁業協同	区画漁 業	放棄	令和2年 4月1日

		組 合 代 表 理 事 浦 尻 和 伸			
〃	区 第 3,045号	〃	〃	〃	〃
〃	区 第 3,046号	〃	〃	〃	〃

高知県告示第255号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の定めを次のとおり取り消した。
令和2年4月7日

高知県知事 濱田 省司

◎区画漁業権（第一種区画漁業（魚類養殖））（3件）

告示年 月日	告示番号	公示番号	漁業 の種 類	取消 し理 由	取消し年月日
平成30 年5月 29日	高知県告 示第463 号	区第3,035 号	区画 漁業	放棄	令和2年4月 1日
〃	〃	区第3,045 号	〃	〃	〃
〃	〃	区第3,046 号	〃	〃	〃

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更しようとするので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条第11項において準用する同条第5項の規定に基づき、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案について意見がある者は、当該縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

令和2年4月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 特定漁港漁場整備事業計画の名称
室戸岬沖地区特定漁港漁場整備事業計画
- 2 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧場所
高知県水産振興部漁業振興課、高知県安芸福祉保健所、高知県須崎農業振興センター、高知県室戸漁業指導所、高知県中央漁業指導所、高知県土佐清水漁業指導所、高知県宿毛漁業指導所及び高知県幡多土木事務所並びに高知市役所、室戸市役所、安芸市役所、南国市役所、土佐市役所、須崎市役所、宿毛市役所、土佐清水市役所、四万十市役所、香南市役所、芸西村役場、中土佐町役場、田野町役場、安田町役場、芸西村役場、中土佐町役場、四万十町役場、大月町役場及び黒潮町役場
- 3 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧期間
令和2年4月7日から同月24日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和2年4月7日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和元年5月14日 元高西土第266号	土佐市高岡町字摺木 丙259番1ほか10筆	高知市南御座2番 5号 有限会社フローラ ル・ホーム 代表 取締役 近藤 美 香